

論文要約

論文題目：議会共和政の動態的構造——フランス第三共和政前期（1870-1914年）における「議会政治の空間」——

氏名：谷口 良生

1870年代の王党派と共和派による闘争を経て議会主義的となった第三共和政は、同年代末をもって議会共和政として「成立」とされる。しかし、この「議会共和政」という語は、何らかの実態を指すというよりも、議会制民主主義の勝利の象徴として歴史家が語り継いできたものであった。こうした「レッテル」はそれ以上の歴史的な分析を退け、議会共和政とはいかなる歴史像としてとらえられるかという問いに十分な回答は与えられてこなかった。

その「元凶」は、近代フランス史を民主主義と「反動」の闘争、そして前者の必然的勝利の物語として描く「第三共和政史観」であった。これにしたがって、第三共和政は、現代フランスを基礎づけた政体としてこれまで評価されてきた。つまり、「議会共和政とは何か」という問いは、近現代フランス史の展開あるいはその語りをとらえ直すことにつながる。しかし、議会共和政は、一つの「到達点」としてそれ以上の歴史的な分析から切り離された非歴史的な「レッテル」となっている。本研究は、歴史的な政治・社会・文化的文脈のなかで議会共和政を一つの歴史像としてとらえ、歴史化することを目的とする。

議会共和政を動態的構造から歴史的に検討すべく、本研究は「議会政治の空間」という視角を導入する。従来の研究は、「議会」としてもっぱら国会に焦点をあててきた。しかし、国会議員の多くは地方議会出身であり、かつそれを兼任していた。また、議員生活において、地方議会での経験や議席保持は大きな重要性をもっていた。これらにかんがみれば、議会共和政の構造把握には、国会にのみ注目する従来の視点では不十分である。そこで、本研究では、地方議会を視野にいれながら、国会を中心とする議会政治に何らかのかたちでその一員として参与しようとする

る主体によって活動が展開される「範囲」を、「議会政治の空間」として緩やかに想定する。そして、「空間」における諸主体による政治的関係や政治的実践に着目する。具体的な研究対象は、マルセイユを県都とする南仏ブーシュ＝デュ＝ローヌ県である。

第1章では、第三共和政期を中心に、これまでの「議会史」研究の展開を整理したうえで、上述の本研究の射程と視角についてあらためて明示した。第2章では、人的・地理的対象となる議員職に関する法規定と当時のブーシュ＝デュ＝ローヌ県について概観した。

第1部「議会共和政と議員たちの世界」は、「議会政治の空間」の中心的主体である議員に焦点をあて、彼らの世界＝「議会政治の空間」を描いた。第3章では、彼らの政治的経歴の変化とその歴史的意義を明らかにした。当該県から選出された議員たちの政治的経歴は、1880年を境にそれまでの多様な歩みから、市町村議会からはじまり国会にいたる「標準的軌跡」に収斂していった。その影響力ゆえに県議会や国会に直接選出される名望家議員とは異なり、政治・社会資本に乏しい1880年代以降の議員たちは、1870年代の市町村議会での経験を武器に1880年代に県議会や国会へと進出した。つまり、たどった政治的経歴こそが彼らにとって戦術そのものであった。また、こうした変化のなかで特定の市議会が登竜門としてあらわれる。登竜門をくぐって「標準的軌跡」を歩むことは議員生活を方向づける理想像になったと考えられ、まさしくこれは専門職化の一側面であった。民主化と専門職化という第三共和政前期の変容のなかで、彼らは市町村議会からはじまり国会へといたる道を徐々に歩むようになっていった。議員生活を通じて、彼らがさまざまな政治的実践を行う「舞台」である「議会政治の空間」は、こうして地方議会にまで広がっていったのである。

第4章では、こうした「議会政治の空間」を拡大させる要素である民主化と「政治の専門職化」について、下院における常任委員会制度の導入を手がかりに考察した。下院での議論からは、議員の民主化にともなって、議員としての成功と個性（生まれや職業）を結びつける名望家を主体とする「古い議会活動の規範」から、より社会的出自の低い新階層

（名望家の一部もくわわる）による明確なキャリア形成を核とする「新しい議会活動の規範」への変容が浮かびあがる。あわせて議会活動自体が徐々に後者に適合的なものへとかわることで、「新しい議会活動の規範」は内面化されていった。常任委員会制度の成立過程とは、「新しい議会活動の規範」の形成と浸透が相互補完的に展開する過程であった。議会政治をめぐる制度、実践、政治文化の三者が、相互に関連しつつ展開していたのである。こうした規範は下院の活動に限定されず、議員生活全体にかかわるものである。第3章で示した地方議会にまで広がっていく「議会政治の空間」は、第三共和政前期における議員階層の再編という政治的・社会的変容から生まれた新しい議員生活の規範によって成り立つ空間であったのである。

このような新しい政治的経歴の必然的帰結が、議員職の兼任の多さであった。兼任から「空間」を描くのが第5章および第6章である。第5章は、ブーシュ＝デュ＝ローヌ県を事例に、兼任の具体的な実践と議会政治における意味を検討した。当該県では、政治的経歴が変容する1880年代以降、兼任議員が増加していく。ただし、1880年代の兼任議員たちは、共和派にとって有利な政治状況から、積極的に兼任を避けようとしていた（兼任回避議員）。しかし、彼らの選挙に注目すると、兼任あるいは兼任回避のいずれも、複数の議会をめぐるローカルな政治状況のなかで、彼らの周囲に張り巡らされた人的結合の網の目のなかで決定されていた。議員やその背後にある組織、または有権者たちにとって、各議会はある程度独立しつつも、一つの世界のなかでとらえられていたのである。また、兼任議員たちは、自らの、あるいは自派の「政治的」戦略のために、しばしば複数の議会をまたにかけて活動していた。議員職の兼任が広まるにつれ、複数の議会は、政治的实践が展開される一つの「舞台」＝「議会政治の空間」として認識され、つなぎあわされていったのである。

では、第三共和政前期にはなぜ兼任が禁じられなかったのか。この点について、先行研究の示唆をうけつつ検討したのが第6章である。多くの兼任禁止法案に対して、当時の議員たちは「普通選挙の自由」から法

制度による禁止に消極的であった。それでも、当然ながら兼任に批判的な勢力も存在した。しかし、「政治信条」などから兼任を回避したり、新聞紙上で批判を展開したりする彼らですら、自派の議席獲得という利害から自由になれず、あらゆる党派が兼任と完全に無縁ではいられなかった。そして、近代的でナショナルな政党組織が未発達な当時には、兼任あるいはその回避は、ローカルな場における個人（議員や組織、有権者）の「自由」に任されざるをえなかった。第三共和政前期においては、真の意味で兼任をめぐる「自由主義体制」が構築され、これが兼任を通じて「議会政治の空間」の拡大と維持を可能としたのである。

第 2 部「議会共和政と地方議会」では、従来の「議会史」から看過されてきた地方議会の活動から「議会政治の空間」を考察していく。県議会を中心とする第 7 章では、その「政治的」活動を分析した。県議会に関する 1871 年 8 月 10 日法の意図にしたがって、1870 年代の政府は県議会を「行政機関」とみなし、対する県議会もまたその枠組みのなかで活動していた。しかし、1880 年代以降、県議会は「世論」を代表する「政治的議会」としての自覚を徐々に獲得し、非合法とわかりながら「政治的」活動を行うようになった。このように「政治化」する県議会に対して、政府と議会多数派は、政敵となる県議会の活動を抑圧する一方で、政治的協力者となる県議会の「政治的」活動を黙認するという両義的で政治的な態度を維持した。議会共和政の「議会政治の空間」とは、非合法あるいは非公式に「政治化」していく地方議会の活動によっても広げられていったのである。

市町村議会に注目する第 8 章は、その「政治的」展開を追うことで、地方議会の「政治化」にとって 1870 年代の市町村議会が重要であったことが強調される。1870 年代のマルセイユ、エクス、アルルでは、選挙による共和派市議会と、保守派行政あるいは議会外から任命された保守派市当局とのあいだで、しばしば対立が生じた。表面上は都市行政の範疇に収まる対立であったが、その根底には両者が描く市町村行政像の差異があった。保守派は、政府や県行政の「代理人」である市町村長が、名望家による機関（市町村議会＝行政機関）とともに、行政の意図を実

行するという統治（市町村統治の「名望家モデル」）を理想としていた。対する共和派にとって、市町村統治とは、有権者の意志を代表する市町村議会（＝普通選挙を正当性の源とする「政治的議会」）が中心にあり、その意図を「市町村の長」が執行していくべきものであった（市町村統治の「普通選挙モデル」）。そして、この表象は 1870 年代の市行政に実際に適用され、具体的な闘争を生むこととなった。1870 年代の市町村とは、一つの政治的争点である市町村統治＝自治の「実験場」であった。普通選挙で選出されたという自負を先鋭化させた 1870 年代の市町村議会議員たちは、1880 年代以降、県議会や国会に進出していく。まさに 1870 年代の市町村議会とは、将来の「政治家」たちを生み育てる苗床であるとともに、1880 年代以降の「議会政治の空間」の地方議会への広がり準備するものでもあったのである。

最後に、郡議会に関する第 9 章では、郡議会に対する議員あるいは世論のまなざしを手がかりに、「議会政治の空間」におけるこの議会の位置を検討した。第三共和政前期の法制度の刷新から唯一とり残された郡議会は、完全に重要性を喪失しているとみられていた。改革を求める郡議会自身の声もそれゆえに響かず、ここに最大のジレンマがあった。国会でも、郡議会への無関心や地方分権化のいっそうの推進に対する警戒から、改革は目の目をみななかった。こうした無関心は有権者にも広く共有されており、郡議会とはまさに「忘れられた」議会であった。しかし、この無関心は、郡議会を、一つに名望家が影響力を維持する、一つに一部の民衆層出身の議員が政治的経歴を「上昇」するための装置にした。郡議会はむなしく改革を求める孤立した「政治的議会」であった。しかし同時に、無関心を逆手にとった政治的経歴の「裏道」として、郡議会はわずかなりとも機能していた。郡議会は、特殊ではあるが、たしかに「議会政治の空間」の主体として位置づけられるのである。

すでに明らかなように、拡大していく「議会政治の空間」は、何よりも普通選挙を正当性の源とする「舞台」であった。では、有権者たちは「空間」にいかに位置づけられるのか。この点について分析するのが第 3 部「議会共和政と有権者たち」である。第 10 章では、下院議員を例に、

議員がどのようにして選挙されるかを描くことで、有権者たちの政治参加のあり方を検討した。当時の下院議員選挙は、郡単位の単記式投票制あるいは県単位の名簿式投票制によってなされていた。前者においては、後援会など何らかの人的結合による「選挙集団」が候補者を擁立するものの、その後の過程で「選挙集団」外の有権者たちも候補者の絞りこみに大きな影響力を与えていた。対して後者では、一般の有権者を関与させずに「選挙集団」によって候補者が決定されていた。名簿式投票制が、1880年代の共和派にとって「共和主義的」で議員の有権者への従属を避けるためのものだったのであれば、同年代後半にすぐさま反体制派に「悪用」されたことで、結果的に、有権者の存在感を増すことにつながったのである。

第11章は、政治組織の分析から有権者たちと議員たちがいかなる人的紐帯を結んでいたかを考察した。第三共和政前期の同県でもっとも勢力を誇った後援会組織であるブーシュ＝デュ＝ローヌ県共和派中央委員会は、第三共和政成立直後に個別に活動していた共和派系組織を束ねて成立した。内部には不満分子を抱えていたが、委員会の強い影響力は1880年代前半まである程度持続していた。その秘訣は、構成員のみならず県の「共和派」全体にまでおよぶ「規律」による上意下達 of 中央集権的性格にあった。県内各地のローカルな政治組織をまとめ、その意見を吸いあげるとともに、「規律」によって「上」の決定にそれらを従属させていたのである。一時的な後援会組織であったこの委員会には、それを補完するように人的な連続性が認められる。そして、幹部となる地方議会議員にくわえて、きわめて多くの有権者が参加していた。後援される国会議員や地方議会議員およびその候補者、彼らを後援する多くの有権者は、共和派中央委員会を頂点とするネットワークやソシアビリテで結ばれるとともに、「規律」のもとで、「共和派」として一種の一体感を抱いていた。これはまさに、一時的な組織であるがゆえの帰結であった。「議会政治の空間」の主体である国会議員から地方議会議員（候補者含む）、そして有権者は、このように社会的・文化的に結ばれていたのである。

最後に、各章での分析をもとに、議会共和政の動態的構造を描いた。まず、従来の「議会史」研究とは異なり、議会共和政の議会政治の「舞台」とは、徐々に地方議会にまで広がっていく、議員や候補者、集合的な議会、後援組織や有権者たちといった諸主体がさまざまな政治的実践を行う「議会政治の空間」であった。1870年代末に議会主義的性格が「既定路線」となることは、たしかに大きな出来事ではあっただろう。しかしそれは、単に立法権力と行政権力との関係変化にとどまらず、それにともなって、議会共和政という時代認識、すなわち普通選挙を正当性の源とする政治文化が「議会政治の空間」において広まることが重要であったと考えられる。これを契機としながら、第三共和政前期の政治・社会・文化的変容のなかで、伸縮する「議会政治の空間」を「舞台」にした諸主体による政治的関係の構築・再構築がくり返される歴史的過程が、議会共和政の動態的構造であった。まさに、国会のみならず地方議会も含む「議会」を範囲とする空間において、普通選挙に正当性が求められる「共和政」であったのである。

同時に、「議会政治の空間」の広がりや展開される政治・社会的変容、政治文化のあり方は、第三共和政前期において複数存在しえた。議会共和政の議会政治とは、複数の「議会政治の空間」＝複数の政治「モデル」が互いに正当性を競って闘争を続ける場でもあり、これが、二重の意味での議会共和政の動態的構造であったのである。